

(資料3)

提 案 要 領 (案)

提案書の記述内容により、新聞広告、雑誌広告、インターネットバナー広告、広報用ポスター及び広報用パンフレット(以下「新聞広告等」という。)の企画・制作等の内容を評価する。

なお、仕様書の第3「調達範囲」に記載したとおり、新聞広告等においては、タレントの起用を前提とする。

(参考)過去の起用タレント： 平成17年度 長谷川京子
平成18年度 仲間由紀恵
平成19年度 上戸彩

1 様式

- (1) MicrosoftWord2000以降、MicrosoftExcel2000以降、MicrosoftPowerPoint2000以降又は、一太郎10以降で作成する。
- (2) 日本語で記述(作成)する。ただし、固有名詞については、英文表記可とする。
- (3) 原則として、A4判・縦長・横書きとする。ただし、本形式によることが困難なものについては、この限りではない。
- (4) 提案書の構成は、次のとおりとする。
 - ・表紙(表題、提案年月日及び提案会社名)
 - ・新聞広告等についての企画を記載した書面(以下「企画書」という。)
 - ・各種資料

2 記載事項等

(1) 企画書について

企画書には、次の事項に注意しながら、以下 ないし の項目について記載する。

- ・仕様書の各要件に対する説明を記述するときは、同仕様書の記載順に従い、仕様書との関連を明らかに記述する。
- ・専門用語には注釈を付す。
- ・後述の訴求ポイントについて最高裁判所に対する取材は行わない。

提案者等

- ・提案者の名称、住所
- ・提案者の所属、氏名及び電話番号等連絡先
- ・提案書の提出年月日

企画意図

以下のビジュアル案

ただし、いずれも平成20年9月ごろの出稿分を想定して作成する(雑誌については、さらに仕様書別紙第2の2の(1)に記載の雑誌を想定する。)

- ・新聞記事下カラー15段(A4判タテを使用)
- ・雑誌カラー広告見開き2ページ(A4判ヨコを使用)

(訴求ポイント)

来年には裁判員制度が実施される、今年の年末には裁判員候補者名簿に記載さ

れた者への通知書が届くという情報を発信することにより、裁判員制度が平成21年5月までに実施されることについて、現実感のある関心を喚起する。また、その上で、各媒体の特性に応じ、その購読者層が抱くであろう関心や不安を踏まえた過不足のない情報を伝達する。

(訴求ポイントの背景・広報の必要性等)

仕様書中の第2「提案項目の前提となる主要な情報等」に記載のとおり。

(その他の記載事項)

- ・クレジット(最高裁判所, 法務省及び日本弁護士連合会)
- ・裁判員制度ウェブサイト, 裁判員制度携帯サイト, 裁判員制度メールマガジンの各URL

(2) 各種資料等

提案書には、以下の項目を記載した資料を添付する。

提案者の会社の概要

新聞広告等の制作において、クリエイティブのスタッフが整っており、制作管理ができることを表す機構図

上記のスタッフのうち、制作に係わるクリエイターの情報

(A4判縦1枚に、クリエイターの所属、氏名、制作した主な新聞広告等の広告主名、作品(商品)名、作品タイトル、制作時期等を記載する。)

本契約に係る業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等を記載した書類

想定作業スケジュール(契約予定日から広告掲載等の実施まで想定しうる作業工程を可能な範囲でスケジュールリングしたものとする。)

提案者の実績等

提案者において、直近から過去2年間において、国又は地方公共団体並びに民間企業の新聞広告等に関する企画・制作、広告掲載等、本件と類似する業務についての請負実績を具体的(請負実績年度別に、制作全件数(国及び地方公共団体と民間企業別に件数を記載)と、制作した主な新聞広告等の広告主名、作品(商品)名、作品タイトル等)に記述する。また、制作した主な新聞広告等について、当該作品の作品集を作成する(10作品程度で作成する。)

広報効果測定については、具体的な抽出方法、分析方法等の概要

(3) その他

本要領に記載していない事項であっても、本調達の実現に必要な事項は、提案者の判断で記載する。

その他参考になる事項を必要に応じて記載し、参考となる資料を提出する。

3 提出方法

(1) 提案書20部

- ・提案書表紙に社印を押印し、企画書、各種資料等を編纂したもの(正本)を1部
- ・提案書表紙に社印を押印せず、企画書、各種資料等を編纂したもの(副本)を19部

なお、ビジュアル案のみは正本とする。

- (2) 提案書について、後日、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時については、別途、提案者に連絡する。

4 その他

- (1) 最高裁判所が提案書の内容について意見を求めた場合は、これに応じることとする。
- (2) 提案書は返却しない。また、第三者への開示及び流用は厳禁とする。
- (3) 提案書作成及びプレゼンテーション実施のための費用は、提案者の負担とする。